

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 目的

「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という表現を「等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重される」に改めること。（第一条関係）

第二 定義

「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を括弧書で明記すること。（第二条第一号関係）

第三 医療、介護等

障害者の自立のための支援の例示として、「保健」を明記すること。（新第十四条第三項関係）

第四 教育

一 国及び地方公共団体は、新第十六条第一項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないものとする。こと。（新第十六条第二項関係）

二 国及び地方公共団体が、障害者の教育に関して促進しなければならない環境の整備の例示として、「適

切な教材等の提供」を明記すること。（新第十六条第四項関係）

第五 療育

国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならないものとする。こと。（新第十七条第二項関係）

第六 公共的施設のバリアフリー化

バリアフリー化の推進が図られるべき「交通施設」に、車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを括弧書で明記すること。（新第二十一条第一項関係）

第七 情報の利用におけるバリアフリー化等

障害者が他人との意思疎通を図ることができるようにする等のために国及び地方公共団体が講じなければならない施策の例示として、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」を明記すること。（新第二十二条第一項関係）

第八 相談等

一 国及び地方公共団体が障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度を運用する際の配慮事項とし

て、「障害者の意思決定の支援に配慮すること」を明記すること。（新第二十三条第一項関係）

二 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようになるため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。 （新第二十三条第二項関係）

第九 文化的諸条件の整備等

「文化」という表現を「文化芸術」に改めること。（新第二十五条関係）

第十 防災及び防犯

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようになるため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないものとする。 （新第二十六条関係）

第十一 消費者としての障害者の保護

一 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようになるため、適

切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないものとする。こと（新第二十七条第一項関係）。

二 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならないものとする。こと。（新第二十七条第二項関係）

第十二 検討

一 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第二条第一項関係）

二 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようになるため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第二条第二項関係）

第十三 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。